



△新しい最終処分場（完成予想図）。
処分場の大きさは105m×40m

新不燃物 処分場 排水対策など環境と安全に配慮

—— 来春に着工し26年春に完成予定



△不燃物処分場の完成予想図
管理棟 ……施設全体を管理します。
前処理施設……ごみの破碎処理を行います。
最終処分場……破碎したごみを処分場内に埋め立て処分します。
浸出水処理施設 ……最終処分場からの排水を浄化処理します。

二重の対策で 漏水を完全ブロック

浜田の「被覆型」処分場

浜田市の不燃ごみの埋立処分場は今年3月に完成しました。

「施設のすぐ下に年間6万人のお客で賑わう国府海水浴場があります。この処分場からの排水で、海を汚すわけにはいきません。排水対策に一番気を使いました」と話す浜田



△浜田市の処分場（左下）



市土地開発公社の青木宏二次長（写真：下）。
「この「被覆型」処分場は厚さ1mを越えるコンクリートと、高密度ポリエチレンシートで二重の対策で、漏水を完全にブロックしています。建物の基礎を兼ねているピットも阪神淡路大震災以降の基準で設計され、高い耐震強度を保持しています」（同）。
大田市が建設予定の最終処分場も、浜田市の埋立処分場と同じシステムを採用します。

なお、これらの基準を上回る数値については、建設予定地が以前、田畑であったため、農業や使用したビニールなどを燃やした残留物に反応した物と思われる。

適切な処理で安全を確保

予定地で環境基準を越える数値が——

平成21年7月から22年8月までかけて行った「生活環境影響調査」において、建設予定地の土壌検査で環境基準を上回ったヒ素及び鉛が、水質調査でダイオキシン類が検出されました。
土をセメントで安定処理

り、雨水にあたりたりすると、これらが溶け出す可能性のある箇所を確認しました。
そこで、ヒ素と鉛については、処分場の建設の際にこれらの土をセメントと混ぜ、中性化させて固める安定処理を行うことにしました。
また、ダイオキシン類については、生活環境影響調査の水質調査で基準を上回った3地点を再度調査。結果2地点で再び基準を上回りました。

「ろ過」で基準値未満に
ただし、この2地点についても水に含まれている土の粒子を「ろ過」すると、環境基準

値未満になり、水自体は汚染されていないことが確認されました。
このため、処分場内に沈殿方式の防災調整池を設け、流水からダイオキシン類を含んだ土の粒子を沈殿させ、上澄みの水だけを放流することにしました。
この調整池で堆積した土は適切に処理します。併せて水質検査も定期的に行い、適切な管理に努めます。

大田市では、仁摩町宅野地区に不燃物処分場の建設を計画しています。
新「処分場」は来年の春から建設を始め、2年後の平成26年3月に完成し、26年度からの稼働を予定しています。

新不燃物処分場の事業区域面積は、5万2千500㎡。施設は大きく分けて管理棟、前処理施設、最終処分場、浸出水処理施設で構成します。家庭から集められた不燃ごみは、まず「管理棟」で計量し「前処理施設」で細かく粉砕します。
前処理施設は1日あたり8トンの処理が可能。現在の市内の不燃ごみの量は1日に5トンから6トンですから、余裕をもった処理が行えます。

処分場の排水は 浄化し下水道に放流
雨水の入らない最終処分場ですが、施設内の臭いやほこりの発生や、ごみに付着した汚れを洗い流すため、計画的

に天井から水を撒きます。この排水を浄化処理するのが「浸出水処理施設」です。処理能力は1日当たり10㎡。家庭の浴槽で約40杯分です。浄化処理した水は公共下水道に放流します。

屋根と壁のある「被覆型」最終処分場

粉砕した不燃ごみは「最終処分場」で埋め立てます。処分場は、これまでのような露天ではなく、屋根や壁で覆われた「被覆型」の施設で、建物内にごみを埋め立てると

き、外に臭いやほこりの出ない、衛生的な施設になります。ごみを埋め立てる最終処分場のピット（深さ14mのコンクリート製のプール）の処分量は5万㎡。15年間分の不燃ごみの処理が可能です。
また、最終処分場は周辺の景観にも配慮し、屋根には大田市産の石州瓦を使用することとしています。

大田・温泉津・仁摩 市内の処分場はあと3年で満杯に

皆さんの家庭から集めた不燃ごみは、細かく砕いた後、最終的に埋め立て処分しています。

現在、市内には大田、温泉津、仁摩それぞれに不燃物処分場がありますが、いずれの施設も、あと3年ほどで満杯になります。

このため、市では新たな埋立処分場を建設するため、平成19年度から候補地調査を行い、20年度に処分場の建設予定地を仁摩町宅野地区内にすることを決定。その後、地元説明会の開催や用地交渉を重ねました。

決定当初は「ゴミ処分場」ということで、建設に難色を示された地元の皆さんも、施設内容の説明会や市外の処分場の視察などを通し、安全で臭いや衛生面での心配もないことを理解され、平成21年3月に同意をいただきました。21年度から周辺の調査を開始し、23年度には詳細な設計を完了しました。

12/14まで、都市計画の変更案の縦覧を行います

大田市では不燃物処分場を都市計画施設として位置づけています。新不燃物処分場の建設に伴い、都市計画の変更案の縦覧を下記のとおり行います。

11月30日(水)～12月14日(水)
(8時半～17時。土・日曜日を除く)
縦覧場所：市役所3階 都市計画課
※なお、縦覧期間内において都市計画の変更案に対する意見書を提出することができます。
詳しくは、市役所都市計画課まで。
(☎0854-82-1600/内線323)